

【非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4
昭和	3

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この支払調書は、非居住者及び外国法人で法第161条第1項第6号に規定する人的役務の提供を主たる内容とする事業（以下この表において「人的役務提供事業」という。）を行うものに支払う当該人的役務の提供に係る対価について使用すること。
- この支払調書の記載の要領は、次による。
 - 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これに準ずるものをいう。（1）において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）を記載すること。
 - 「区分」の欄には、人的役務提供事業の令第282条各号に掲げる区分を記載すること。
 - 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - 人的役務提供事業につき支払う金額のうちその年中に支払の確定した金額の総額を該当欄の「金額」の項に記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものがある場合には、その金額を内書すること。
 - 人的役務提供事業につき支払う金額のうち租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載し、その金額を該当欄に内書すること。
 - 法第180条第1項又は第214条第1項の規定により所得税の徴収をしなかつた場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。